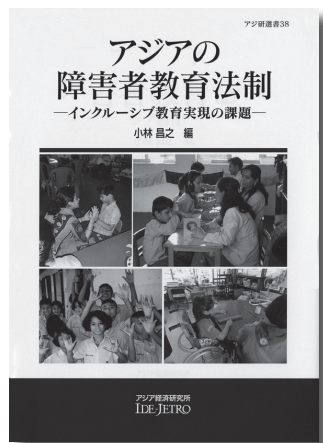


小林昌之 編

## 『アジアの障害者教育法制 —インクルーシブ教育実現の課題—』

アジア研選書No.三八、アジア経済研究所、二〇一五年



本書は、主として法学の視点から障害者の教育に焦点を当て、障害者権利条約に照らしながら、アジア諸国における障害者の教育の権利実現について論ずる。

二〇一二年に刊行した姉妹書の『アジアの障害者雇用法制—差別禁止と雇用促進—』（アジア研選書No.三二）では、一般企業に障害者の雇用を求める法制度が整備されつつあるなか、実際の採用に当たっては、教育・訓練の欠如が阻害要因のひとつとなっていることを明らかにした。そこで本書では、各国の障害者教育法制とそれに基づく就学実態を分析し、条約が謳っている教育の権利、差別的禁止、インクルーシブ教育を実現するために各国において法制度がどのように構築され、どのような課題を抱えているのか考察した。対象国は、韓国、中国、タイ、フィリピン、マレーシア、ベトナムおよびインドの七カ国である。

育の権利を享受することができるとも適切な方法であると認識されている。条約がいうインクルーシブ教育は、普通学校を含む教育制度や学習環境の改革を求め、障害児童が差別なしに、かつ、必要とする合理的配慮を受けながら、非障害児童と同じく生活する地域社会において質の高い無償の初等教育および中等教育を受けることをいい、究極的にはすべての学齢児童がいゆる普通学校の普通学級に通えることを目標に、視覚障害当事者や聴覚障害当事者から強い要望のあった盲学校、ろう学校などの特殊教育学校は、「学業面の発達および社会性の発達を最大にする環境」として例外的に認められる。ただし、これは分離教育を認めることとは同義でなく、あくまでも漸進的に「完全なインクルージョンという目標」に向かっていることが前提とされる。

対象国をみると、韓国では一九九四年の特殊教育振興法の改正によってインクルーシブ教育に法的根拠が与えられ、二〇〇七年の障害者等に対する特殊教育法がその方向を後押ししている。中国では二〇一三年の障害者教育条例の改正草案が初めてインクルーシブ教育に言及するが、現行法に記載はない。中国は伝統的に行われてきた普通学級に障害児童を在籍させる「随班就読」がインクルーシブ教育の形態であると主張している。タイでインクルーシブ教育が法律上登場するのは二〇〇八年の障害者教育運営法においてであり、ここではインクルーシブ教育とは「障害者がすべての段階および多様な形態の一般教育制度に入って学習することであり、障害者を含めたすべての集団にとって教育が受けられることを可能とすることを含む」とされる。フィリピンでは一九九二年の障害者のマグナカルタが教育機関における入学差別を禁じるとともに政府による特別な措置や支援を定めるものの、障害者教育に関する包括的な法律やインクルーシブ教育を定める法律は存在しない。その代替となっているのが「特殊教育のための政策とガイドライン（改定版）」である。マレーシアの二〇〇八年障害者法はインクルーシブ教育という文言を用いないものの、一般教育制度からの排除の禁止、合理的配慮の提供、生活・社会技能の習得など教育へのアクセスを定める。ベトナムは二〇一〇年の障害者法で、障害者の教育方法にはインクルーシブ教育、セミ・インクルーシブ教育、特別教育が含まれ、イ

ンクルーシブ教育が障害者にとって主要な教育方法であり、奨励すると謳っている。インドの一九九五年障害者法は普通学校へのインテグレート促進について定めるにとどまるが、二〇一二年の法案は障害者権利条約の批准を反映して、政府と教育機関によるインクルーシブ教育の促進・提供を求める。検討した七カ国はいずれも障害者の教育として「インクルーシブ教育」を採り入れている。ただし、障害者権利条約が謳うインクルーシブ教育の原則に従い、かつ、権利として法的に担保する国がある一方で、条約が根ざしている社会モデルへのパラダイム転換を果たさないまま、ただ障害者を普通学校に入れるにとどまる国もある。障害者の就学率の向上は重要課題であるものの、後者においては必要な支援が得られず、教育を受ける権利を適切に享受できていないとはいえない。また、インクルーシブ教育を謳う国であっても実際には特殊教育学校を障害者教育の主流としている国もあった。しかし、特殊教育学校はあくまでも障害者権利条約が求める完全なインクルージョンという目標に向かう制度設計がなされたなかに位置づけられるべきである。本書によって、わずかながらでもアジア各国の知見の共有が促進されることになれば幸いである。

（こばやし まさゆき／アジア経済研究所 開発研究センター）